

アイラ・ガーシュインが創作に関与したジョージ・ガーシュイン作品の取扱いについて

ジョージ・ガーシュイン(George Gershwin、1937年没、以下「ジョージ」)作品のうち、兄のアイラ・ガーシュイン(Ira Gershwin、1983年没、以下「アイラ」)が創作に関与した337作品については、ASCAP(アメリカの著作権管理団体)から提出された資料により兄弟の共同著作であることが確認されました。

ジョージ作品については、これまで没後50年に戦時加算<sup>1</sup>を適用した1998年5月22日以降は保護期間満了に伴い著作権消滅(PD)としてまいりましたが、2022年1月1日からは、以下のとおり、歌詞・楽曲ともにジョージとアイラの共同著作として取り扱いをいたします。

変更前			変更後		
作曲	George Gershwin	著作権消滅	作詞・作曲	George Gershwin	管理対象
作詞	Ira Gershwin	管理対象	作詞・作曲	Ira Gershwin	

共同著作の場合、著作権は、最終に死亡した著作者の死亡後70年間存続することになりますので、楽曲部分につきましても、アイラと同様に保護されることとなります。

つきましては、2022年1月1日以降のご利用については、共同著作に該当する合計337作品について許諾や使用料のお支払いが必要となります。(2021年12月までのご利用については、使用料をお支払いいただく必要はありません。)

各作品の権利関係は、下記の詳細情報または当協会作品検索システム(J-WID)をご参照のうえ、ご不明な点がございましたらお問合せくださいますようお願いいたします。

ご利用の皆様におかれましては、当該作品の取扱い変更にあたり、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【詳細情報(本件にかかるプレスリリース)】 [https://www.jasrac.or.jp/release/21/09\\_1.html](https://www.jasrac.or.jp/release/21/09_1.html)

【作品検索システム(J-WID)】 <https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

<sup>1</sup> 「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」(戦時加算特例法)により、日本においては、著作権法に規定する保護期間に加え、戦時加算特例法に規定された日数を加算して著作権保護の義務を負う作品(戦時加算作品)